

発 財 第 3 6 9 号

令和3年11月4日

教育長
各部長・事務局長
各課長・所長 } 様

市長

令和4年度当初予算編成方針について（通知）

倉吉市財務規則第7条の規定により、令和4年度の市の当初予算を編成するに当たっての方針（令和4年度当初予算編成方針）を定めたので、次のとおりこれを通知します。

令和4年度当初予算編成方針

企画審議会決定
令和3年11月2日

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の長期化が、市民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼしています。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会環境は急速に変化しようとしています。デジタル技術を活用した働き方の推進や、カーボンニュートラル実現に向けた環境問題への取り組み、地方での暮らしへの関心の高まりなど、未来に向けた社会生活への考え方が、これまでになかった方向へ進み始めています。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）で、ポストコロナの持続的な成長基盤を作るため、未来を拓く4つの原動力として、グリーン化、デジタル化、活力ある地方創り、少子化対策を具体化して強力に推進することとしています。ここでは、各自治体において取り組むべき事項が多く挙げられ、本市財政も含めた地方財政を取り巻く状況は、今後も厳しいものになると考えられます。

本市においては、地方創生に対する取り組みの着実な推進・充実・強化を目指し、令和3年度を第12次総合計画及び総合戦略の初年度として、各種施策をスタートさせました。令和4年度は、第12次総合計画の2年度目となることから、令和3年度の進捗を見極めつつ、本市の重点事業（安定した雇用、新たな人の流れ、子育て環境、魅力的な地域）を確実に推進するため、優先的かつ集中的に取り組むものとします。

また、平成30年1月に策定した第3次行財政改革計画においては、集中改革プランの優先すべき分野として「公共サービスの民間参入の促進」「適正な受益者負担の推進」「公共施設の有効活用や再配置の検討」を掲げており、これらを中心に今後の行財政改革を進めることとしています。

本市にあっても、地域経済の落ち込みによる大幅な税収減が見込まれる中で、感染症拡大で浮き彫りとなった課題を解決しながら、選択と集中によって限られた財源を有効に活用し、国・県とともに引き続き地方創生を力強く推進するため、このとおり令和4年度の予算編成方針を定めます。

【予算編成の基本的な考え方】

令和4年4月に市長任期末を迎えるため、令和4年度当初予算は「骨格予算」として編成し、当初に計上しない肉付けの経費については、4月以降の補正予算で編成することとします。

(別添・令和4年度当初予算編成方針に関する基本的な考え方)

1 本市の財政状況

令和2年度決算において、市の基金全体（特別会計に関するもの及び定額運用のものを除きます。）の残高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業縮小等により、令和元年度決算時に比べ1億6,000万円余増加して50億円余となりました。なお、令和3年10月補正予算後の基金残高は46億円まで減少する見込みです。

また、市の経常収支比率（令和2年度決算値）は、平成28年度以降きわめて高い水準のまま推移していましたが、公営企業の法適化に伴う繰出金の減少、一般財源等となる地方交付税や地方消費税交付金等の増加により、前年度比5.2ポイント減の90.6%と改善しました。

しかしながら、少子高齢化による生産年齢人口の減少による税収の減少や、近年頻発する災害の復旧、小中学校の耐震化・空調整備、工業団地の整備、第2庁舎の整備、ラグビー場等の体育施設整備等の起債償還によって引き続き公債費が高い水準に留まること、今後も社会保障費が増大していくことなどから、中長期的に厳しい財政運営となることが予想されます。

2 予算編成の具体的な方針

予算編成の具体的な方針を次に掲げるとおりとします。

(1) 政策的な施策の実施

第12次倉吉市総合計画及び、並行して展開する地方版総合戦略の計画期間の2年度目を迎えることから、これらの計画等に掲げる目標の達成又は課題の克服がなされるよう事業を計画すること。また、これまでの計画の継続性も意識しながら関連する施策の確実な実施に留意すること。

(2) 行財政改革の徹底

平成30年1月に策定した第3次倉吉市行財政改革計画の実行を徹底し、とりわけ、このうち第3次行財政集中改革プランの実施項目を着実に実施することで、市の行財政を、将来にわたって、安定的で持続可能なものにつなげること。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

未だ感染拡大を続ける新型コロナウイルスへの対応として、令和3年度に引き続き「切れ目のない市民生活・地域経済への支援」を最優先に、新たにウィズコロナ・アフターコロナに対応すべく前例踏襲主義を見直し、行政手続きの簡素化や職員自身の働き方改革につながる施策を検討すること。

3 予算編成に当たっての留意事項等

以上を踏まえ、予算編成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- (1) 政策的に取り組む事業は、中長期的な視点に立ち、目的や効果に照らして、必要性や優先順位などを十分精査したものとすること。
- (2) 継続的に実施している事業は、その目的や効果をあらためて確認し、その工程や財源を検証した上で、ゼロベースでの見直しを検討したものとすること。
- (3) 事務事業の整理統合、部局間の連携等により効率的に施策を実施するものとし、効果的な事務事業の執行方法を確立するものであること。
- (4) 特に補助金等は、倉吉市補助金等ガイドラインに基づく見直しを行うものであること。
- (5) 国県等の動向を的確に把握し、各種の制度による財源を効果的に活用したものとすること。
- (6) 経常経費等又は政策経費（これらの内訳の場合を含む。）について、経費の区分ごとに編成の基準を設けることとし、その他詳細は、別に総務部長が通知するものであること。
- (7) 最終的な編成は骨格予算（経常経費のみ）となるが、各課要求は肉付け予算（政策経費）を含めて行なうものであること。